

障害福祉サービス等事業者の 経営情報の見える化について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁 支援局 障害児支援課

Ⅱ．今後の取組

2．医療・介護制度等の改革

＜② 「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組＞

（生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上）

◆ 医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化

- ・ 医療法人の経営情報に関するデータベースについて、医療法人の会計年度が原則4月から翌年3月までとされており、2024年3月に決算を迎える医療法人からの報告状況等を踏まえ、必要な対応について検討を行う。
- ・ また、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースについて、2024年4月からの施行に向けて取り組むとともに、職種別の給与総額等について継続的に把握できるような対応について検討を行う。
- ・ **障害福祉サービス等事業者や、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営情報に関するデータベースについても、速やかに検討を進め、必要な措置を講じる。**

経済・財政新生計画の改革実行プログラム2024（令和6年12月26日）抄

医療・介護制度等の改革	2024年度 《主担当府省庁等》	集中取組期間				2028年度 ～2030年度
	2025年度		2026 年度	2027 年度		
	年末	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
	③医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化 ＜医療法人＞					
	医療法人の経営情報等を収集し分析結果を公表。					
	公表されている国公立病院等の経営情報等を収集し医療法人の経営情報等との比較。			医療法人の経営情報等との連携・活用を検討。	実施状況等を踏まえ制度改正を実施。	
	職種別給与・人数情報の報告状況や報告内容を精査し、義務化を含めた提出方法の在り方や内容について検討し、必要な対応を実施。			提出情報のさらなる改善等について検討・実施。		
	第三者提供制度の具体的な提供要件等の検討・施行。			医療法人情報の提供。		
	《厚生労働省》					
	＜介護サービス事業者＞					
介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用開始。	介護サービス事業者経営情報データベースシステムにより報告を受けた、事業者の収支状況や職種別の給与総額等の経営情報について、分析・公表を行うとともに、報告項目等の在り方について継続的に検討を行う。					
《厚生労働省》						
＜障害福祉サービス等事業者＞						
データベースの運用開始に向けた検討・準備。	障害福祉サービス等事業者の経営情報に関するデータベースの運用を開始。			報告を受けた事業者の収支状況や職種別の給与総額等の経営情報について、分析・公表を行うとともに、報告項目等のあり方について継続的に検討を行う。		
《厚生労働省、こども家庭庁》						
＜保育所等＞						
保育所等における経営情報の見える化のシステムの運用開始に向けた改修等。	保育所等における継続的な経営情報の見える化のシステムの運用開始（システム上での報告・公表）。		報告を受けた事業者の収支状況や職種別の給与等の経営情報について、可能なものから随時、分析・公表を行うとともに、必要に応じて、報告・公表の在り方について継続的に検討を行う。			
《こども家庭庁》						

2

現行制度（障害福祉サービス等情報公表制度）

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的として、①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設した。（平成30年4月施行）。

【HP画面】



【事業所詳細情報】



障害福祉サービス等事業者

<障害福祉サービス等情報>

■ 基本情報

(例)事業所等の所在地
従業員数
営業時間
事業所の事業内容 等
(財務状況含む)

報告

○ 障害福祉サービス等情報の公表

施設・事業者から報告された情報を集約し、公表。

閲覧（インターネット）

反映

○ 障害福祉サービス等情報の調査

新規指定時、指定更新時、虚偽報告が疑われる場合などにおいて、必要に応じ訪問調査を実施し、結果を公表に反映。

必要に応じて調査

■ 運営情報

障害福祉サービス等に関する具体的な取組の状況
(例)関係機関との連携
苦情対応の状況
安全管理等の取組状況等

■ 都道府県が必要と認める事項（任意）

利用者

① 施策の目的

障害福祉サービス等事業者の経営の透明性を図る観点から、事業者から詳細な財務の状況の提供を求め、財務状況のデータベースを整備する。

② 対策の柱との関係

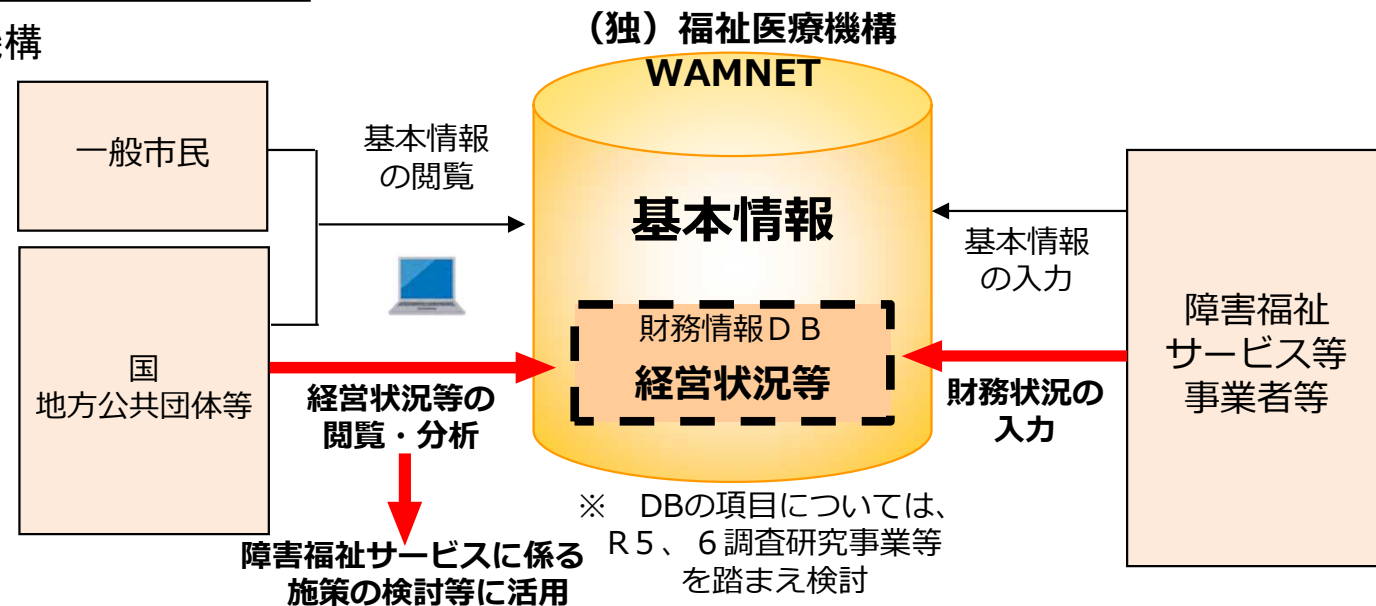
I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

障害福祉サービス事業所の経営の透明性を確保する観点から、財務状況のデータベースを整備することにより、費用の使途の透明性の向上を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

交付先：独立行政法人福祉医療機構
補助率：定額



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

財務状況のデータを分析可能なデータで収集することで横串での分析が可能となり、経年比較の分析も可能となる。また、統計調査で実施している経営状況等調査との比較も可能となり、より精緻に経営状況の分析が可能となり、費用の使途の透明性向上を期待できる。

財務状況の見える化システム（障害福祉サービス等情報公表システム）

令和7年度当初予算案 2.3億円

令和6年度補正予算 2.6億円（障害者支援施設等の災害時情報共有システムの改修等の内数）

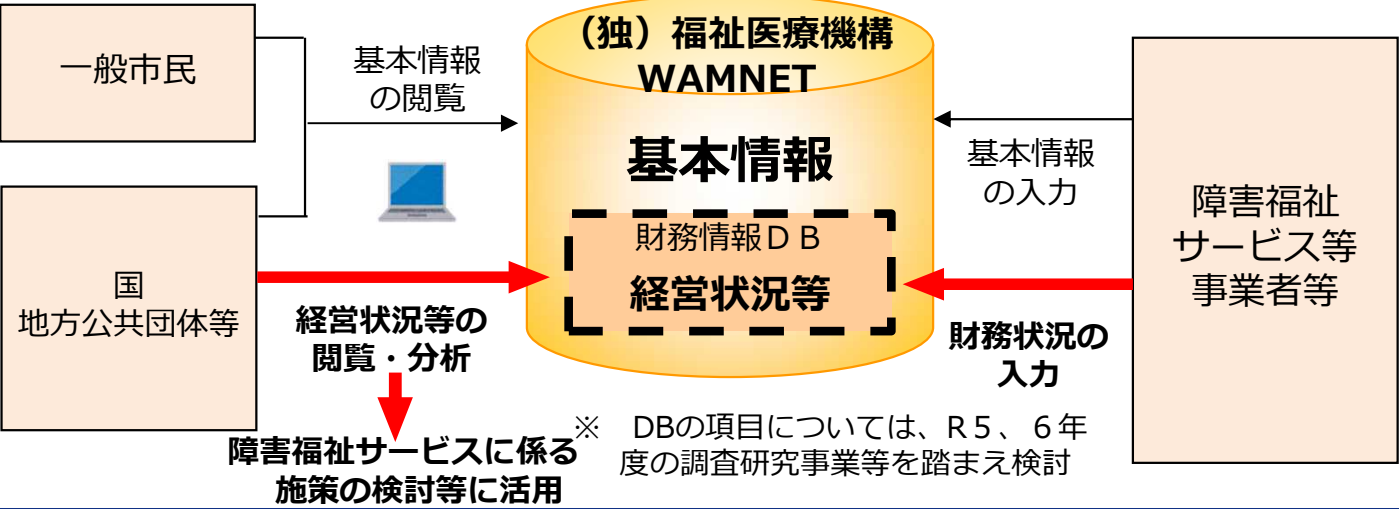
1 事業の目的

- 障害福祉サービス等事業者は、法令上、財務状況の公表が義務化されているにも関わらず、障害福祉サービス等情報公表制度における財務状況の公表率は、全事業所等の4割程度にとどまっており、また、情報公表システム上では、財務諸表等は事業所ごとにPDFで掲載されており、横串を刺して比較・分析できるような仕組みになっていない。また、障害福祉サービスは、サービス提供に係る費用の大部分が公費によって賄われていることから、経営の透明性を確保する必要がある、財務状況のデータベースを整備することにより、費用の使途の透明性向上を図るもの。

2 事業の概要・スキーム

障害福祉サービス等事業者から詳細な財務状況の提供を求め、（独）福祉医療機構（WAM）において、当該経営情報を公表するために必要な経費を措置するものである。

（※）令和6年度補正予算においては、経営情報の見える化の円滑な施行に向けた入力支援等にかかる経費を措置



3 DB化のメリット

- データを横串で分析可能となり、経年比較の分析も可能となる。
- 統計調査で実施している経営状況等調査との比較も可能となり、より精緻に経営状況の分析が可能となる（ひいては報酬改定の基礎データともなり得る）
- 今後、従事者の平均賃金等の情報も追加可能となれば、職員の処遇改善につなげることも可能となり、障害福祉職員の人材確保にもつなげることが可能。

4 交付先（実施主体）等

交付先：独立行政法人福祉医療機構

補助率：定額

障害サービス等事業者の経営情報の見える化への対応（案）

- 障害福祉サービス等について、国民による現状・実態の理解を促進するとともに、必要なサービスの利用機会が確保されるよう、事業者の経営状況の実態を踏まえた政策の検討や、物価上昇・災害・新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた支援策の検討等を行う上で、3年に1度の経営実態調査を補完し、経営情報を収集・把握することは重要。
- 障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化の対応について、介護分野での取組状況も踏まえつつ、令和7年度より、以下のように対応してはどうか。

介護分野の対応

1. 経営情報データベースの整備

- 介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設

2. 情報公表制度の拡充

<財務状況の公表>

- 障害福祉分野の取組等を踏まえ、介護サービス情報公表制度において、公表事項として、事業所等の財務状況を追加
(※) 省令上、報告事項として「事業所等の財務状況」を規定した上で、通知上、事業活動計算書（損益計算書）・資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）・貸借対照表（バランスシート）の報告を求める

<一人当たり賃金の公表>

- 介護サービス情報公表制度において、任意での公表情報として、「一人当たり賃金」を追加
(※) 省令上、「公表を行うよう配慮する」情報として明確化

障害福祉分野の対応

- 現行の障害福祉サービス等情報公表システムの仕組みを活用しつつ、経営情報データベースを整備
- 介護分野の仕組みと同様、収集情報についてグルーピングした分析結果を公表

<財務状況の公表>

- 障害福祉分野においては、情報公表制度創設時から対応済み
(※) 省令上、報告事項として「事業所等の財務状況」を規定した上で、通知上、事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）の報告を求めている

<一人当たり賃金の公表>

- 介護分野と同様、障害福祉サービス等情報公表制度において、「一人当たり賃金」を任意での公表情報に追加
(※) 省令上、「公表を行うよう配慮する」情報として明確化

障害福祉サービス事業者等の経営情報データベースの整備（案）

障害福祉サービス事業者等の経営情報の報告及び公表について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）における必要な規定の整備を行う。

報告対象となる障害福祉サービス事業者等

- 原則、全ての障害福祉サービス事業者等が報告対象
- ただし、災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるものについては、報告対象から除外（※現行の障害福祉サービス等情報公表制度と同様）

障害福祉サービス事業者等に報告を求める項目

- 1) 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
- 2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
- 3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- 4) その他必要な事項

（上記の他、任意項目として「職種別の給与（給料・賞与）及びその人数」を求める（通知事項）

障害福祉サービス事業者等から都道府県知事への報告方法

- 報告期限
毎会計年度終了後 3 月以内
※初回に限り、令和 7 年度内に提出で可
- 報告手段
都道府県知事の定めるところ
（情報公表システム上の経営情報データベースを活用して報告）
※システムへの入力負担軽減の観点から、令和6年度調査研究事業において、事業者が使用する各種会計基準から、経営情報データベースへの入力用にデータ変換を行うツールを作成

都道府県知事の公表方法

- 報告内容について、当該情報を調査及び分析した内容（グルーピングした分析結果）を公表
（情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計・公表が可能）

厚生労働大臣による公表

- 経営情報データベースの開発・整備
（（独）福祉医療機構の運営するWAMNET上に構築）
- 全国の情報（グルーピングした分析結果）を公表
（情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計・公表）

障害福祉サービス等情報公表制度における公表事項（任意）の追加（案）

- 介護サービス情報公表制度において、令和6年度より、一人当たり賃金が任意での公表情報に追加されたことを踏まえ、障害福祉サービス等情報公表制度においても、一人当たり賃金の公表について、任意での公表情報に追加する（公表内容は通知で規定）。
 - この点、法令上、都道府県知事が、情報の提供を希望する障害福祉サービス事業者等から提供を受けた情報について「公表を行うよう配慮する」情報として明確化する（省令改正）。
- ※1 公表にあたっては、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等がわかるような形での公表を可能とすることとする。（通知事項）
- ※2 原則として、事業所又は施設単位とする。ただし、障害福祉サービス事業者等の希望に応じ、法人単位での公表を可能とする。その場合、含まれている障害福祉サービス等事業所又は施設を明記することを合わせて求めることとする。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の改正（案）】

（法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報）

第六十五条の九の十 法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報は、情報公表対象サービス等の質及び労働時間、賃金その他の情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

※児童福祉法施行規則も同様の改正を行う

<参考>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（抄）

第七十六条の三 （略）

2～7 （略）

8 都道府県知事は、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会の確保に資するため、情報公表対象サービス等の質及び情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。）であって主務省令で定めるものの提供を希望する対象事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。